

## 利用申請用領収書貼付台紙(両面)

補助制度で利用した、バス回数券の領収書やタクシーの領収書を、下記の枠内に貼付けてください。

申請回数:年度(令和4年4月~令和5年3月末) 1回限り

補助額: **上限 10,000 円**(下記の①と②合わせて10,000円まで)

住所 三芳町

氏名 \_\_\_\_\_

### ①バス回数券購入領収書貼付位置

補助額: ライフバス回数券購入費の半額(100円未満切り捨て)

例)バス回数券購入のみの場合、20,000円分  
以上の領収書で10,000円の補助となります。

※登録証を提示せずに支払いをした領収書は補助対象外となりますので、ご注意ください。

### ②タクシー利用領収書貼付位置

補助額: タクシー領収書1枚につき500円

例)タクシー利用のみの場合、領収書20枚で  
10,000円の補助となります。

※登録証を提示せずに支払いをした領収書は補助対象外となりますので、ご注意ください。

※利用日がわかるように貼り付けてください。

公共交通利用補助事業に関するお問い合わせ:

三芳町役場政策推進室 049-258-0019(内線422~424)

※裏面もご確認ください

※補助金申請に必要です

公共交通利用補助制度の登録証の  
コピーを貼付してください

※補助金申請に必要です

補助金振込先の通帳のコピーを  
貼付してください

※口座名義人、銀行名、支店名、  
口座番号がわかる面のコピー